

地域密着型サービスと運営委員会の役割について

1 地域密着型サービスについて

増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された事業サービスである。施設などの規模が小さく、事業所が所在する市町村に居住する者が利用対象者であるため、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスである。

地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員18人以下の小規模なデイサービス</li> <li>・入浴や食事などの介護支援，機能訓練などのサービスを行う。</li> <li>・公募ではなく，事業者の申請により指定</li> </ul>
認知症対応型通所介護 (認知デイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症を持つ高齢者が対象の利用定員12人以下のデイサービス</li> <li>・入浴や食事などの介護支援，機能訓練などのサービスを行う。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護 (小多機)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録定員29人以下の小規模で居宅系サービスの施設</li> <li>・「通所（デイサービス）」を中心に「訪問（ホームヘルプ）」、「泊まり（ショートステイ）」を一体的に提供する。利用者の選択の自由度が高い。</li> </ul>
看護小規模多機能型居宅介護（看多機）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護に訪問看護が付加されたサービス</li> <li>・医療ニーズに応えることが可能</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の高齢者が共同で生活する住居</li> <li>・食事，入浴などの介護支援を行う。</li> </ul>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定巡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中重度の利用者の在宅生活を可能にするため，日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス</li> </ul>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者を対象とする定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム</li> <li>・入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練，健康管理などを提供するサービス</li> </ul>
夜間対応型訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間において，定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し，排せつの介護，日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う。</li> </ul>

## 2 運営委員会の役割について

地域密着型サービス事業の円滑かつ適正な実施を図るため、介護保険法の規定により、市町村が設置する組織であり、市長に対して以下の事項などについて意見を述べる。

- (1) 地域密着型サービス事業者(地域密着型サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。)の指定に関すること。
- (2) 法の規定による本市における地域密着型サービスの費用の額に関すること。
- (3) 法の規定による本市における地域密着型サービス事業者の設備又は運営の基準に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保又は地域密着型サービス事業者の運営評価に関すること。
- (5) その他地域密着型サービス事業者の適正な運営に関すること。